

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

対象：山中湖村高齢者屋内スポーツ施設
「寿」・「福」

令和4年7月1日

山中湖村役場福祉健康課

1 3密の回避

(1) 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ① 最低2mは確保する。
- ② 運動時は呼気の影響を避ける位置取りをする。
- ③ 受付は、代表者1名により行うこと。
- ④ 近距離での会話や発声を避けるため、ベンチ等の共用スペースの滞留を禁止する。
- ⑤ 休憩の際は、他の人との間隔を2m以上確保する。
- ⑥ 接触スポーツは制限する。

(2) 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ① 利用人数の上限を設定し利用制限を行う。（「3 施設ごとの注意点等」参照）
- ② 利用時間を短縮し滞在時間の制限を行う。（「3 施設ごとの注意点等」参照）

(3) 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

一人あたりの必要換気量を確保する。換気設備のある施設については換気設備を常に稼働し、必要換気量が確保できない場合は、30分に1回以上、5分程度、2方向の窓を全開にして、必要換気量を確保する。

2 その他の感染防止対策

(1) マスク着用の推奨

職員はマスク着用を推奨する。身体的距離が確保できる2m以上を目安とし、屋内で会話を行う場合はマスクの着用を推奨、会話をほとんど行わない場合は着用の必要はない。身体的距離が確保できない場合は、会話の有無に関わらずマスクの着用を推奨する（2歳未満の乳幼児を除く）。運動中マスクを外す場合は、適切な距離をとるようにする。

(2) 手洗い・手指消毒

- ① 消毒液を設置し職員は定期的に、利用者は、入場前に手指消毒の実施を徹底する。

② 手洗は30秒以上行う。

③ 職員はこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施し、利用者にも同様の協力を求める。

(3) 体調チェック

(ア) 利用者は、原則として、入場時に体調確認、検温を行う。

(イ) 利用者は、利用前2週間における、つぎの事項の有無を確認する。

ア 平熱を超える発熱。

イ 咳、のどの痛みなどの風邪の症状。

ウ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）。

エ 嗅覚や味覚の異常。

オ 体が重く感じる、疲れやすい等。

カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無。

キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。

ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

(ウ) つぎの事項に該当する場合は、利用停止とし、帰宅する。

ア 体調が良くない場合。発熱（37.5℃以上）や軽度であっても風邪症状、嘔吐、下痢、咳、咽頭痛などの症状がある場合。

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

(エ) 施設利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(4) トイレの衛生管理

① 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、管理者が定期的に清拭消毒を行う。

② トイレの蓋を閉めて汚物を流すようにする。

(5) 供用する際のリスク軽減

① ベンチ等の供用スペースの滞留を禁止する。

② 供用する備品等は、定期的に消毒を行う。

③ 清拭消毒が難しい備品等については、貸出を行わない。

④ 共通のタオルの使用を禁止する。

(6) 清掃・消毒

① 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用アルコールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に清拭消毒する。

（競技用備品、椅子、机、スイッチ、ドアノブ、手すり、蛇口等）

② 鼻水や唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に密閉し処理をする。

③ ゴミを回収する際はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石鹸で手を洗

う。

④ ゴミについては、出した者・団体の責任で持ち帰る。

3 山中湖村高齢者屋内スポーツ施設「寿」・「福」については、次のように制限をする

(1) 開放時間について

午前の部 9時～11時30分

午後の部 13時30分～16時

(各部をまたいでの貸出はしない)

(2) 利用時間について

各部の利用は1団体とし準備及び清掃・消毒を含め2時間半以内とする

(3) 利用について

ア 山中湖村内の団体に限る。

イ 午前及び午後の部についてはそれぞれの最大利用人数は20人までとする。

ウ 試合は禁止とする。

エ 同一時間帯の複数団体施設利用（合同練習等）は禁止とする。

オ 水分補給以外の飲食は禁止とする。

(4) チェックリストの作成

感染拡大予防ガイドラインに基づき、利用毎にチェックリスト及び利用者名簿を作成する。必要に応じて役場からチェックリスト及び利用者名簿の提出が求められた場合には、チェックリスト及び利用者名簿を提出する。

別紙ガイドラインの内容を参加者へ周知し遵守して使用することを誓約いたします

年 月 日

団体名 _____

代表責任者氏名 _____

住所 _____

電話番号(自宅) _____

(携帯) _____